

鈴鹿市消防本部告示第 1 号

鈴鹿市消防防災用高所カメラ施設運用要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

鈴鹿市消防長 西 澤 俊 一 郎

鈴鹿市消防防災用高所カメラ施設運用要綱を廃止する告示

鈴鹿市消防防災用高所カメラ施設運用要綱（平成 1 7 年 1 2 月 1 日消防本部告示第 3 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 1 月 5 日から施行する。